

# 国会

- 国会は**国権の最高機関**であって、国の唯一の**立法機関**である。・衆議院に強い権限が認められている。(衆議院の優越)
- 衆議院と参議院からなる**二院制**である。その理由はなにか？(任期が短く解散もあり、より国民の意見を反映できるため)

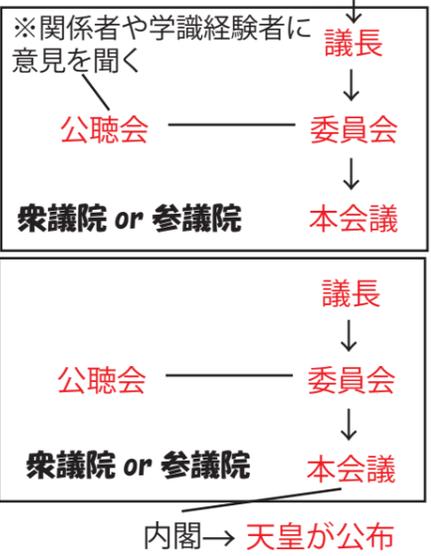
衆議院の優越が認められていないのはどれか？

- 予算の先議
- 予算の議決
- 条約の承認
- 内閣総理大臣の指名
- 法律案の議決
- ~~国勢調査~~
- 内閣不信任の決議

国会の仕事ではないのはどれか？

- 法律の制定(立法)
- 予算の審議・議決
- 内閣総理大臣の指名
- ~~内閣総理大臣の任命~~
- 条約の承認
- 国政調査権
- 憲法改正の発議
- 弾劾裁判所の設置

法律ができるまで



衆議院と参議院の比較

	衆議院	参議院
議員数	465人	248人
選挙権	満18歳以上	満18歳以上
被選挙権	満25歳以上	満30歳以上
任期	4年 <small>解散があると任期を失う</small>	6年 <small>3年ごとに半数を改選</small>
選挙区	小選挙区 289人 比例代表 176人	小選挙区 148人 比例代表 100人
解散	あり	なし

## 国会の種類

- 常会(通常国会)**  
毎年一回一月中に召集される。会期は150日間
- 臨時会(臨時国会)**  
内閣が必要と認めた時、またはいずれかの議員の4分の1以上の要求があった時
- 特別会(特別国会)**  
衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集される。内閣総理大臣の指名が行われる
- 参議院の緊急集会**  
衆議院の解散中に緊急の必要がある時内閣が召集をきめる

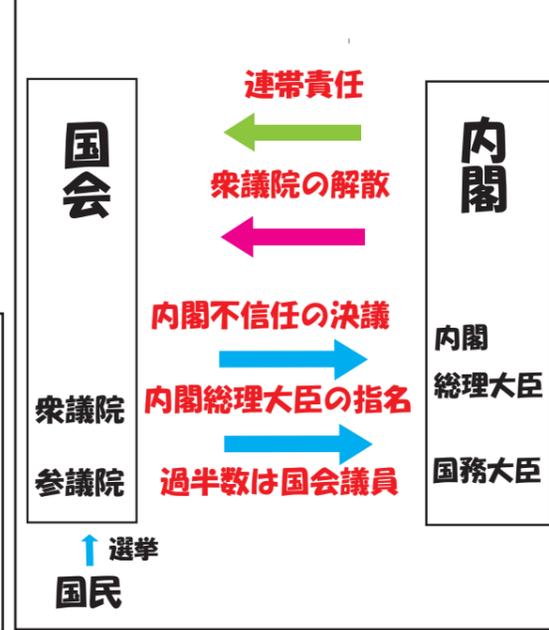
# 内閣

国会が定めた法律や予算に基づき政治を行うことを**行政**と言い行政を担当する機関を**内閣**という  
 内閣の最高責任者を**内閣総理大臣(首相)**という  
 内閣は**内閣総理大臣(首相)**と**国务大臣**によって構成される  
 内閣は国会の信任に基づき連帯責任を負う**議院内閣制**のしくみをとる  
 内閣の行う会議を**閣議**という

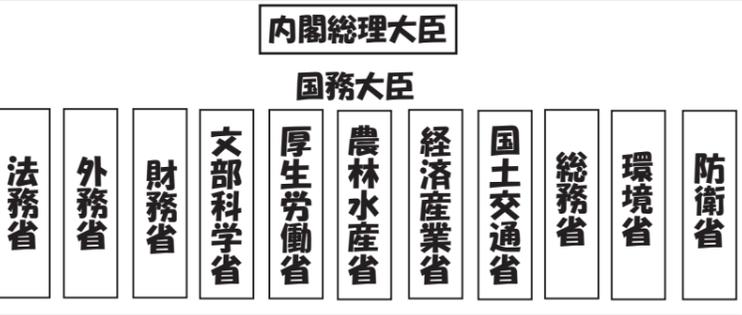
## 内閣の主な仕事

- 外国との**条約**を結ぶ(条約の承認は国会の仕事)
- 最高裁判所長官の**指名**とその他の裁判官の任命
- 天皇の**国事行為**に対する**助言と承認**
- 予算の作成・提出
- 政令の制定
- 外交関係の処理
- 法律の執行

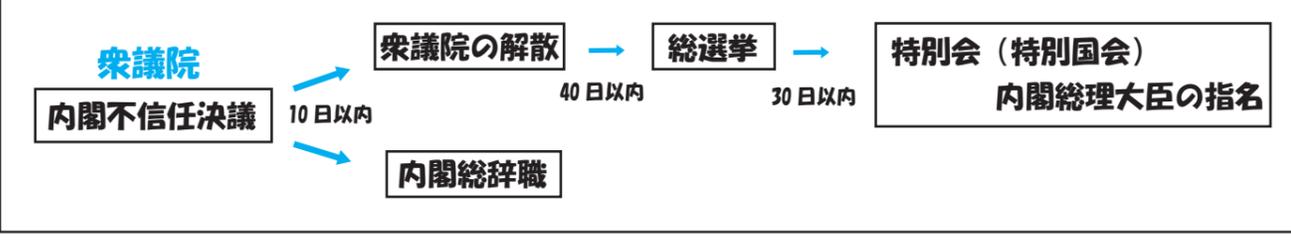
## 議院内閣制の仕組み



## 主な行政機関



## 内閣不信任決議



# 裁判所

国会や内閣は裁判所に干渉してはならない。また一つ一つの裁判では**裁判官は自分の良心に従い憲法と法律だけにしぼられる**  
**頻出記述問題** 三審制を行う理由はなにか？  
 裁判を慎重に行い間違いを防ぎ人権を守るため

- 最高裁判所**: 全国1か所。高等裁判所から上告された事件を扱う
- 高等裁判所**: 全国8か所。地方・家庭裁判所などから控訴された事件などを扱う。主に第2審の裁判をおこなう
- 家庭裁判所**: 全国50か所。家庭内の争いや、少年事件などを扱う
- 地方裁判所**: 全国50か所。第一審と簡易裁判所から控訴された民事裁判の第2審をおこなう
- 簡易裁判所**: 全国438か所。請求額が140万円以下の民事裁判と罰金以下の刑事裁判の第一審をおこなう

